

10 熊本地震等を踏まえた災害対策の充実・強化について

平成28年4月14日、16日に最大震度7を観測した熊本地震においては、犠牲者が100名を超え、生活基盤である住宅の被害が174,000棟を超えるなど、その被害は甚大なものとなっている。

避難者は、発災直後18万人を超え、発生から半年以上経過した現在も多くの方々が避難生活を強いられている。

地方公共団体は、度重なる震災を教訓として、防災・減災対策に取り組んでいるところであるが、この度の平成28年熊本地震を踏まえ、より一層の防災・減災対策を着実に推進していく必要がある。

よって、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 建築物等の耐震化の促進等

- (1) 熊本地震の犠牲者の大半は住宅の倒壊によるものであったことから、被害を軽減するためには、住宅の耐震化をより一層推進する必要がある。

住宅の耐震化に係る国の補助制度は、耐震補強工事費に対する定率制を基本としており、また、補助対象者の書類準備の負担等が大きく、有効活用されていないなどの課題がある。

このため、一部の地方公共団体が実施している定額制補助を考慮した利用しやすい制度に改善し、住宅の更なる耐震化を推進すること。

- (2) 熊本地震においては、市町村の災害対策本部となる庁舎が損壊し、災害対応に支障を来す事例が見られたが、こうした事態は回避しなければならない。

このため、緊急防災・減災事業債の対象事業の拡大など、庁舎耐震化の支援制度の拡充を図ること。

- (3) 熊本地震においては、電柱の倒壊や傾斜が多発したが、災

害時に緊急輸送道路等を迅速に啓開するため、国は早期に無電柱化の法整備を進めるなど、無電柱化を推進すること。

2 災害時における物流体制の充実・強化

熊本地震においては、被災した地方公共団体からの具体的な要請を待つことなく、支援物資を調達し、被災地に緊急輸送する「プッシュ型支援」が国主導により行われたが、物資が物資拠点に滞留し、避難所に届くまでに時間を要した。

南海トラフ地震及び首都直下地震においても、国によるプッシュ型の物資支援が計画されているが、発災直後の過酷な状況の中、個々の避難所まで迅速かつ円滑に物資を輸送するためには、国・地方公共団体・民間物流事業者等、関係者間で情報を共有し、効率的な物流を確保する必要がある。

また、避難所に物資がある程度充足し、物資支援がプッシュ型から要請に基づくプル型に移行した際にも、地方公共団体をはじめとする関係者間における情報共有が求められる。

このため、物資の発注から集荷・輸送・到着までの物流に関する情報を、国、地方公共団体及び民間物流事業者等が共有し、連携して物流管理を行う仕組みの構築を国において進めること。

3 避難所運営体制の充実・強化

- (1) 熊本地震においては、避難所運営に係る市町村の負担が過大となり、り災証明書の発行をはじめとする本来の災害対応業務に支障を来すなど、避難所運営における自主防災組織の協力や役割分担が課題となっている。

このため、自主防災組織が自助・共助の機能を発揮し、市町村と適切に役割分担できるよう、避難所運営に係る住民の意識啓発や、自主防災組織の育成に係る財政上の支援措置を

講じること。

また、増加する外国人へ対応するため、ハザードマップや避難経路等の災害情報の多言語による発信や災害時の避難所における通訳の確保等について支援策を講じること。

- (2) 熊本地震においては、市町村による「被災者台帳システム」の活用が、「り災証明書発行業務」の円滑化に寄与したことから、システムの全国的な普及が望まれる。

このため、避難所や車中泊の避難者の名簿作成、り災証明書発行などの被災者支援を容易にし、地方公共団体の区域を越えた広域避難等にも対応できる「被災者台帳システム」の導入のための技術支援とより一層の財政支援を行うこと。

4 災害時における広域応援体制の確立

熊本地震では、国や九州地方知事会を中心に応援体制が迅速に構築されるなど、被災地に対する広域応援が総じて円滑に行われたものの、広域にわたり甚大な被害が想定される南海トラフ地震及び首都直下地震などの大規模災害の場合は、応援体制の構築が遅れるおそれがある。

このため、以下の対策を講じること。

- (1) 国における広域応援の実施に対応する専属組織の設置と被災地への応援の調整・指示の一元化を行うこと。
- (2) 都道府県と市町村が一体となって実施する広域応援体制の確立に向けた支援を行うこと。
- (3) 地方公共団体が行う被災した地方公共団体への災害応援活動に要する費用の全額を国が負担する制度を創設すること。